

# 税負担の公平性を確保するため

# 税金の滞納「逃げ得」は許しません

問 税務課 ☎(50)1205

税金は、私たちが安心して健康的に暮らすため、重要な役割を持っています。住民の福祉や保健・教育をはじめ、道路の整備や防災・防犯・ごみ処理など、地域の人々が安心して快適に暮らすために行われる事業の大切な財源です。税金を滞納すると、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障を来すこととなります。そして何より、納期限内に納めている人たちに負担をかけ、公平性を著しく損なうことにもなりません。

## 滞納処分とは

市が滞納者の財産を差し押さえることです。事前の連絡や同意は必要ありません。市ではこれまで法令に基づき、不動産などの差し押さえを実施してきましたが、財産調査を綿密に行い、調査の結果判明した財産も差し押さえ、滞納している税金に充当します。

■調査対象 預貯金（銀行などの預金）、給与（月給賞与）、生命保険（給付金、解約返戻金など）、年金（高額な厚生年金など）、不動産（土地・建物）、動産（自動車・バイクなど）

※市税を納期限までに納めなかった人には20日以内に督促状を送付します。督促状を送った日から起算して10日を

経過した日までに完納しなかった場合は「滞納者の財産を差し押さなければならぬ」と地方税法で定められています

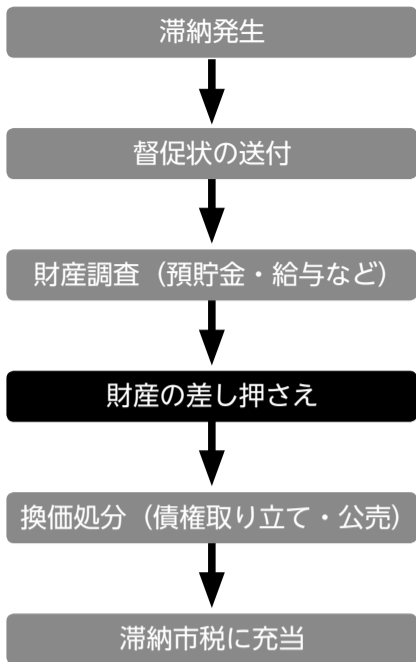
## 滞納すると延滞金が

納税は、納期限内の自主納付が原則です。国税通則法に基づき納期限までに完納されない場合の延滞金の割合（利率）は日数に応じて、年9・1%（納期限日の翌日から1ヵ月の期間は年2・8%）で算出します。

## 便利で確実な口座振替

口座振替を申し込むと、納め忘れがなく、とても便利で確実です。市内の各金融機関窓口で、申し込みください。

## 滞納処分の流れ



納税が困難な場合は相談を！

失業や病気などで期限内の納税が困難な人は、税務課へ相談ください。

また、開庁日に来庁できない場合は、毎月休日納税相談を実施しています。

■日時 毎月最終日曜日 8時30分～16時30分（今月は8月28日）

■場所 税務課

※相談日は、毎月本紙の15日号最終ページ「今月の納期限」でお知らせしています

※納税相談日程表は税務課、各支所にあります

## 今後の市税納期限日と休日納税相談日

税目	月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税		2期		3期		4期				
市県民税			2期		3期			4期		
国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
納期限		8/1(月)	8/31(水)	9/30(金)	10/31(月)	11/30(水)	12/28(水)	1/31(火)	2/28(火)	3/31(金)
休日納税相談			8/28(日)	9/25(日)	10/30(日)	11/27(日)	12/25(日)	1/29(日)	2/26(日)	3/26(日)

# 市長への手紙 あなたの声を市政へ

問 秘書広報課 ☎(50)1204



## 広聴活動の実績

市では、より幅広く市民の皆さんや団体からの意見・提案を集め、市政に反映させるため、さまざまな広聴活動を行っています。

平成27年度に実施した広聴活動をお知らせします。

### 市長への手紙

◇受付件数…95件（メール…36件、投函箱…32件、郵送…27件）

### グループ座談会

◇実施回数…1回、参加人数…14人

### パブリックコメント（意見公募）

◇意見募集した件数…3件、意見の件数…16件、意見を参考に修正した件数…2件

### まちづくり出前講座

◇講座数…68講座、開催数…15回、参加人数…654人

### ■封書

記入用紙と封筒（料金受取人払）を、次の公共施設と市内郵便局に設置しています。

- ◇佐原中央公民館、みずほふれあいセンター、小見川社会福祉センター（さくら館）、小見川B&G海洋センター、山田公民館、山田B&G海洋センター、栗源B&G海洋センター

### ■その他

はがき、ファクスなどでも受け付けています。ただし、「市長への手紙」と必ず記入してください。

- ◇はがき…〒287-8501 佐原口2127 香取市役所「市長への手紙」係 ☎(54)7140

### ■注意事項

市政に関係のない内容や、個人や団体を誹謗中傷するような意見はご遠慮ください。回答は郵送で行いますので、氏名・住所・電話番号を必ず記入してください。

回答した内容は、個人情報情報を除き、市ホームページ上にも掲載します。ただし、私的なものや公開が適当でないと思われるものは除きます。



## 手紙・メールの提出方法

### ■専用投函箱

市役所・各支所1階に専用投函箱と記入用紙を設置しています。

快速で住みよい市をつくるため、市政に対する意見・提案・要望などをお寄せください。市長への手紙・メールは、秘書広報課で開封後、市長本人が拝見しています。